

協定の実効性等に関する試行的分析の結果

令和8年8月28日（金） 15：00～16：00

オンライン開催



内閣府 防災計画室

協定の実効性等に関する試行的分析

- 事務局から提示した以下論点について、自治体向けのアンケートやヒアリングで調査・分析を行う予定である。
- そのうち、論点①②については、既存の取組における課題やニーズを把握することが重要であることから、事前に特定の市における試行的な分析を行った。

➤ 論点① 民間企業のリソースを活用できる業務

- 特定の自治体における企業との協定締結分野の状況※

➤ 論点② 協定の実効性

- 特定の自治体における協定書に明記されている記載パターンの状況※

※特定の自治体における協定書の状況把握について

- ・ 今後実施予定の調査（全国の自治体を対象としたアンケートや、ヒアリング）における観点を整理するため、協定システムに登録されている協定書のデータのうち、特定の自治体における企業等と締結した75件の協定書について、書面から読み取れる企業との連携に関する特徴・課題を試行的に分析した。

➤ 論点③ 面的な協議体（コンソーシアム）による連携の有効性

➤ 論点④ 全国的な企業と地域に根差した企業の取組の違い

➤ 論点⑤ 企業が地域防災に参画しやすい環境づくり

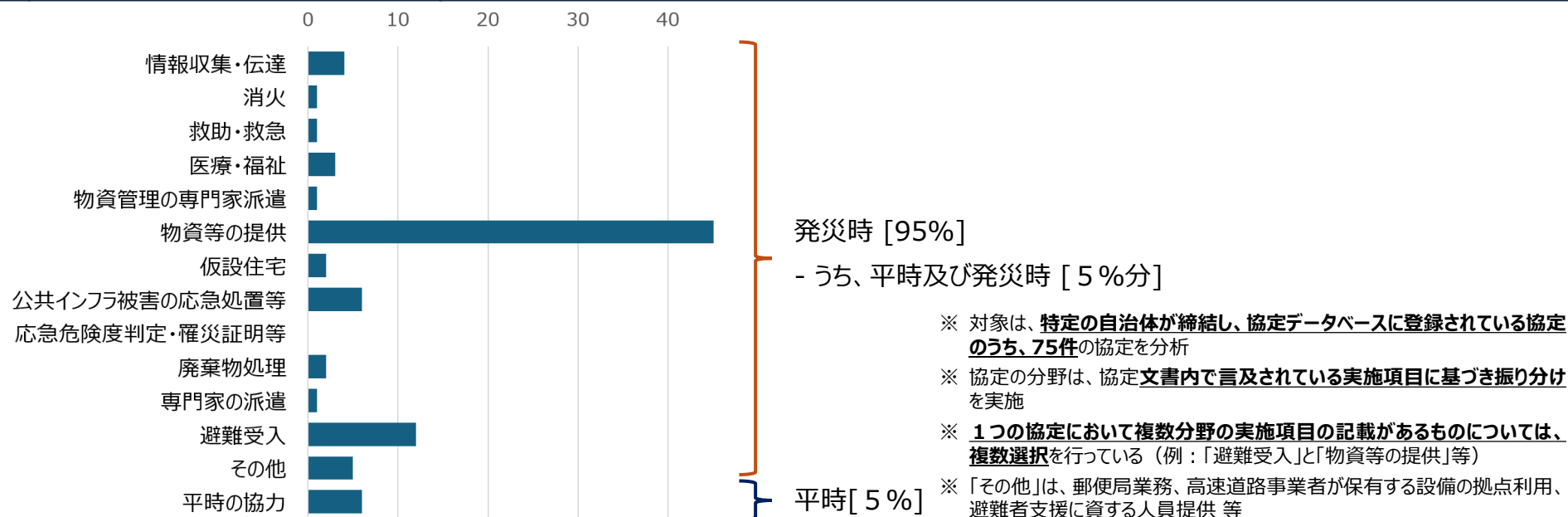
➤ 論点⑥ 民間企業の地域貢献を評価する仕組みのあり方

➤ 論点⑦ 評価主体（全国・地域）の役割分担

特定の自治体における民間企業等と締結する協定締結分野の状況

- 事務局において災害時応援協定の特徴・課題を整理するため、特定の自治体が企業等と協定を締結している分野を整理した。
- 下図より、発災時に物資・人員・場所等の提供を行う協定が全体の9割を占めており、より協定の実効性を担保する必要がある。
- その中でも、特に物資提供や避難受入の協定の割合が高く、費用精算のあり方等を明確化すべきではないか。

協定の分類	協定の内容（概括）
普及啓発・防災教育、訓練を目的とした協定（平時）	・ 平時に自治体が発行する訓練への参画や、民間企業による防災イベントの開催、災害時に活用されるEVの平時からの普及活動等、地域防災力向上に関する取組が記載されているもの
発災時における災害対応業務の支援を目的とした協定（発災時）	・ 業務・サービスの優先提供を定めるもの（仮設住宅の建設、葬儀関連業務 等） ・ 物資提供を定めるもの（飲料水、衣料用品、仮設トイレ 等） ・ 人員・ノウハウ提供を定めるもの（被害情報調査、登記等に係る支援 等） ・ 場所提供を定めるもの（一時滞在施設の提供、福祉避難所としての提供 等）
平時における普及啓発等の取組も包含（平時及び発災時）	・ 包括連携協定において地域防災力向上の取組を行った上で、発災時の物資・人員・ノウハウ提供についても具体的に記載されているもの ・ 提供する物資に関して、平時から住民の理解醸成や使用方法等の訓練に取り組むもの



図：民間企業等と協定を締結している分野（N = 75、複数選択あり）

(参考) 災害時応援協定における一般的な記載事項の例

- 協定はその目的や内容に応じて、「協定の目的・協力を依頼する内容」「役割分担」「費用分担」「有効期間」等を記載し、自治体と協定締結先の間で合意するものである。
- 例えば、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）」において、「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書」のひな形を公表している。

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書 〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第1条 この協定は、〇〇市内において、地震、風水害、その他の異常現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、炊き出し等に関する事項を定めるものとする。 （要請） 第2条 甲は、災害時において、乙に対し、甲が開設した避難所等における炊き出し等の実施の協力を要請できる。 2 前項の定める炊き出し等の協力を要請するときは、乙宛てに口頭又は電話等によって要請し、その後速やかに別紙様式（第2条関係）による文書を交付するものとする。 3 乙は前項の要請があったときは、直ちに炊き出し等の協力可否について、回答するものとする。 （要請の協力） 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、可能な限り、炊き出し等の優先提供に積極的に協力するものとする。 2 乙は、炊き出し等を行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギーに配慮するものとする。 3 乙は、炊き出し等を行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食料が安全で、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。 4 甲は、乙が前条の要請に基づき、炊き出し等に使用する車両については、優先車両として通行できるように配慮するものとする。	協定の目的・協力を依頼する内容 発動条件 協力義務 役割分担	（実施報告） 第4条 乙は、前条に基づく協力を行ったときは、甲に対して、別紙様式（第4条関係）による実施報告を行うものとする。 （費用負担） 第5条 乙は、第3条に基づく協力に必要な原材料費、燃料費及び労務費等に要した費用を、単独の販売費として、甲に請求することができる。 2 前項の費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。 （費用の請求及び支払） 第6条 乙が、前条の費用を甲に請求した場合は、甲は速やかに支払うものとする。 （連絡責任者の報告） 第7条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、それぞれ連絡責任者を指定し、別紙様式（第7条関係）にて、相手方に報告するものとする。 2 前項に変更が生じた場合は、別紙様式（第7条関係）にて、遅滞なく相手方に報告するものとする。 （秘密保持） 第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて活動上知り得た個人情報等を外部に漏らしてはならない。 （有効期間） 第9条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。 2 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了することができる。 3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。	費用分担 連絡先 有効期間	（協議） 第10条 協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。 令和〇年〇月〇日 甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇市長 〇 〇 〇 乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇
--	--	---	---	--

参考：「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書」

特定の自治体における協定書の記載パターン

- 前頁に示した調整すべき事項を踏まえた、協定の実効性に係る項目は下表に示す通りであるが、現在締結されている協定の各項目の記載パターンは協定の分野や企業の性質により様々である。
- 協定の実効性を確保するには、書面の記載内容の明確化・詳細化も手段として重要である。

見据えるフェーズ	協定の実効性に関する項目		現状の協定における記載パターン
平時からの関係性構築	連絡先		連絡責任者の定め / 担当部署の定め / 言及なし
	訓練		防災訓練への参加を求める / 防災訓練の実施を求める / 言及なし
	定期的な連絡・顔合わせ		体制等について定期的に報告 / 平時から相互に情報交換する旨の記載 / 言及なし
	更新		既存契約の範囲 / 意思表示がない場合には自動更新 / 言及なし
連携・要請	発動条件		自治体の要請に基づく / 企業からの協力申し出に基づく / 言及なし（自動的に発動することが想定されるものも含む）
	協力義務		可能な限り協力 / 業務に支障のない範囲 / 実施に努める / 言及なし
調整・実行	マニュアルを参照※		別途マニュアルを参照 / 言及なし
	役割分担※	調整主体	県が調整を行う / 言及なし
		実施・主導主体	市の指示に従う / およそ規定済 / 言及なし
	費用分担※	費用分担	自治体負担 / 自治体負担の可能性あり / 一部無償 / 無償 / 言及なし
		単価等の記載	「災害発生直前の価格」等の単価基準が記載 / 協議により決定 / 言及なし
	責任分担	損害・賠償責任	自治体による補償を行う旨の記載 / 帰責事由により分担 / 協議により決定 / 言及なし
		従事者補償	自治体による補償を行う旨の記載 / 労働者災害補償保険法を適用する旨の記載 / 基本的に企業の責任 / 言及なし
	契約への移行※		実施にあたり契約を締結 / 言及なし

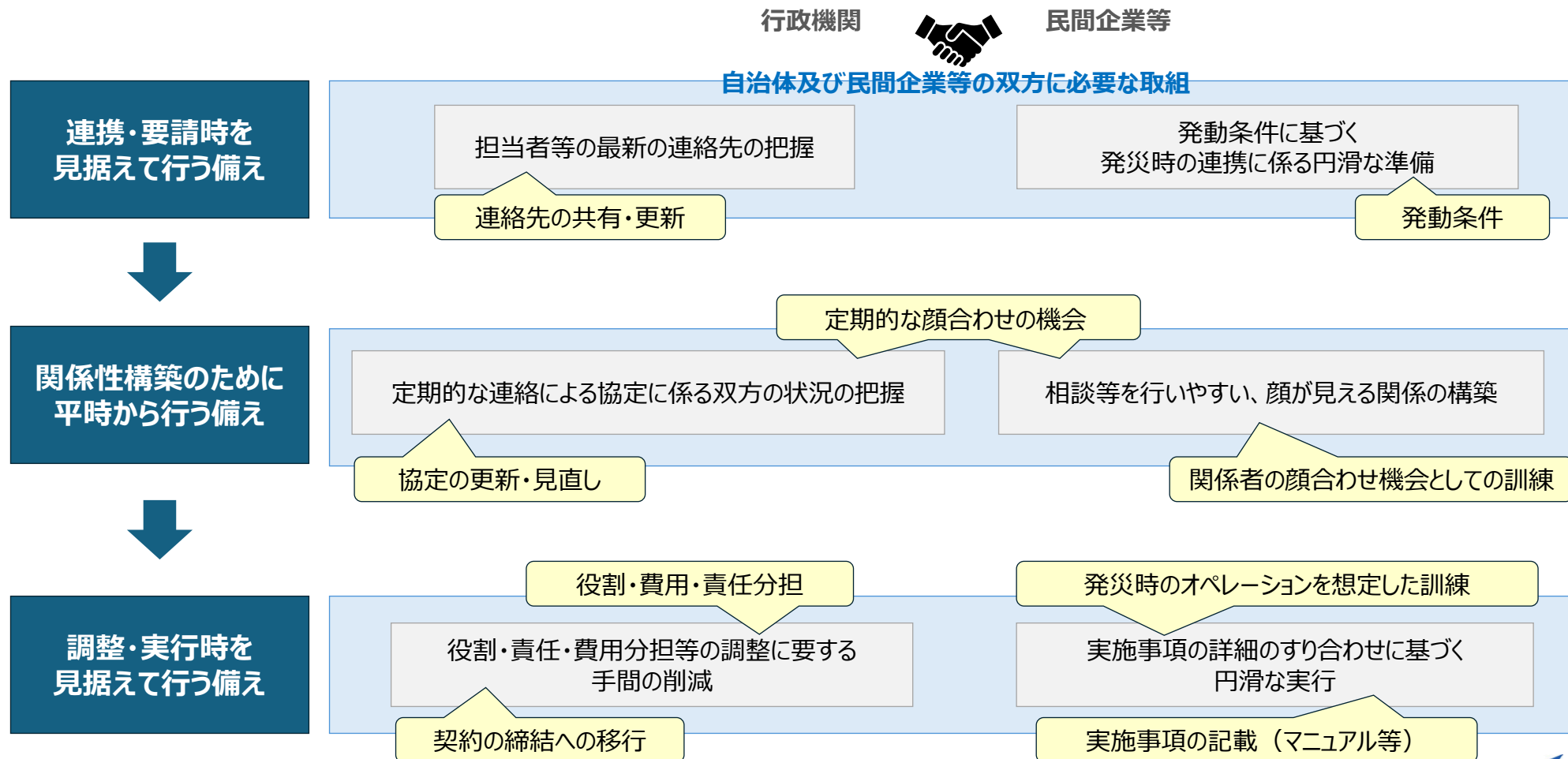
※ 記載にばらつきがある等、特徴的な事例が見られた項目。
詳細を後頁に示す。

協定の実効性確保に向け協定書において明記すべき事項の考え方

- 自治体と民間企業等が、協定をもとに平時からの関係性を構築し、発災後を見据えて各フェーズの「実効性確保に必要な取組」の詳細をすり合わせておくことで、災害対応業務に円滑に移行できるようにすることが重要である。
- そのため、協定の締結においては、必要な取組に係る項目について協議等を行い、それらを協定に落とし込むことも求められる。

見据えるフェーズ

実効性確保に必要な取組（うち、協定文書内の記載に関係する項目が 吹き出し）



マニュアルを参照：実行内容の詳細等はマニュアルを参照する事例

- 避難所運営や帰宅困難者の受入等の協定においては、実施事項等の詳細はマニュアルを参照する事例も存在する。
- 協定を多く締結している分野においては、そのようなマニュアルを参照することも推奨されるのではないか（例：物資の提供等における「災害時物資供給マニュアル」等）。

福祉避難所に係る協定

（施設・設備の整備・調達）

第5条 甲が実施する施設・設備の整備・調達については、甲が作成した「福祉避難所等の設置運営マニュアル」に掲げるとおりとする。

（福祉子ども避難所等開設等訓練及び研修）

第6条 甲が実施する福祉子ども避難所等開設、その他実践的な訓練及び研修については、甲が作成した「福祉避難所等の設置運営マニュアル」に掲げるとおりとする。

帰宅困難者の受入等に係る協定

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に協力活動を要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、帰宅困難者の受入れ等に関する要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等により連絡するとともに、後日第1号様式を提出するものとする。

- （1）協力要請をする理由
- （2）活動内容
- （3）実施期間
- （4）実施場所
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項における内容の詳細については、別途マニュアルに記載する。

Point

役割分担や具体的な実施事項等について協定内に詳細に記載されていないものの、別途マニュアルを作成した上で、参照することにより明確に

役割分担：“市”との協定に“県”の役割が記載された協定例

- “市”と企業の2者間の協定において、“県”が調整を担うことを明記しているものも存在する（75件中、8件※）。
- 企業の協力を得る内容によっては、市ではなく県が、市との協定に基づいて主導する分野が存在することが考えられる。

※ 8件の分野内訳は、
葬祭業務、LPガス供給、仮設住宅建設、
物資等の提供、物資管理の専門家派遣

物資の供給に係る協定

（物資供給の要請及び費用負担）

- 第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、〇〇県の調整の下、乙に
対して、物資供給の要請を行うことができる。
- 2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。
 - 3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
 - 4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

物資の輸送・物流拠点の運営に係る協定

（協力の要請）

- 第3条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力が
必要であると判断したときは、〇〇県の調整の下で、乙に対し、次の事項について協
力を要請することができる。
- (1) 甲が管理する施設及び甲が指定した物流拠点等から避難所等への物資の配送
 - (2) 甲が指定した物流拠点の運営
 - (3) 甲が管理する施設及び物流拠点の運営に必要な資機材の提供
 - (4) 物流業務におけるアドバイザーの派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務
- 2 前項の要請は、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急
を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付する
ものとする。
- 3 乙は、第2項の規定による要請を受けたときは、乙は、社会貢献の一環として、可
能な範囲内において、当該要請に基づく活動を行うものとする。

物資の供給に係る協定

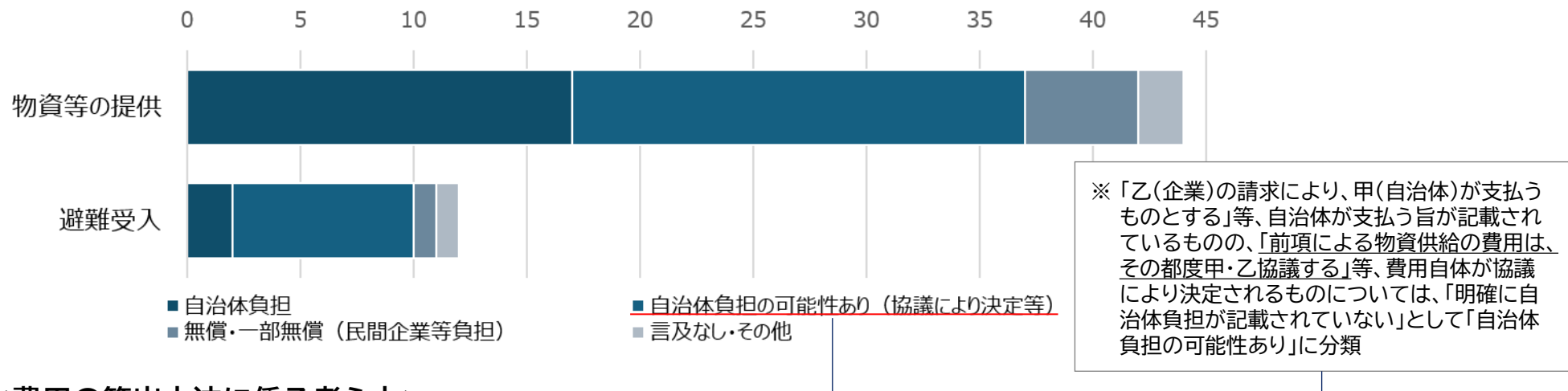
（供給等の要請の方法）

- 第3条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所にお
いて段ボール製品を調達する必要があると認めるときは、〇〇県の調整の下、乙に対
し、段ボール製品の供給、運搬等（以下「供給等」という。）を要請することができ
る。

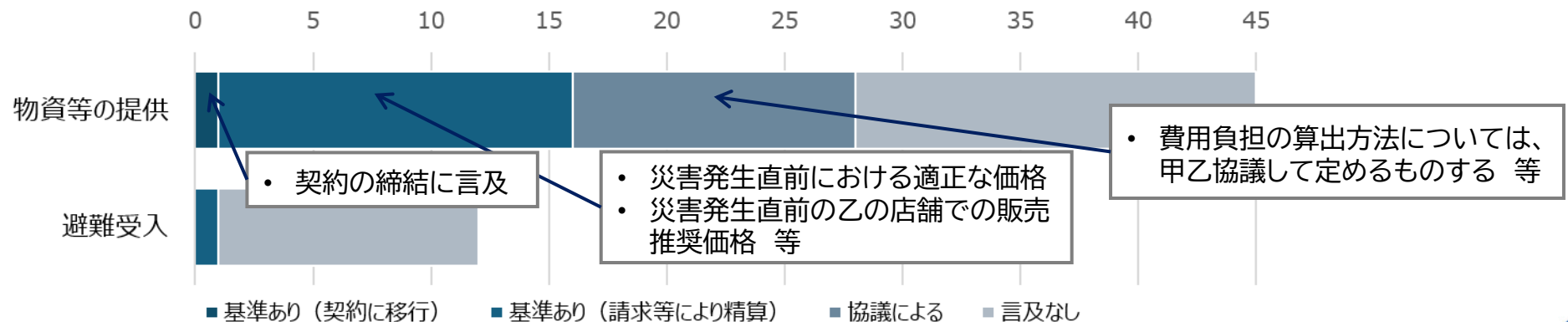
費用分担：費用精算の算出方法

- 費用の算出方法やその請求方法については、ある程度基準や考え方が規定されているものや、「協議による」と記載されているもの等、協定によってばらつきが存在する。
- 平時における販売価格等の明確な基準があるものにおいては、費用の算出方法を明確にしている例もある一方、協力を依頼する内容によっては、協議の余地を残しているとみられる例もある。

<費用分担に係る自治体負担の考え方>



<費用の算出方法に係る考え方>



費用分担：精算基準が明確・契約へ移行する事例

- 平時における販売価格等の基準がある物資の提供等に係る協定の中には、費用算出における基準が記載されている場合がある。このような協定に基づく連携に係る費用精算は、円滑に行われることが想定される。
- なかには、協定の中で契約への移行に係る言及がなされている協定も存在するが、このような協定はごく一部に限られている。

物資(食料品・衣料寝具等)の提供等に係る協定

(費用負担)

第7条 物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「対価等」という。）は、甲の負担とする。第3条第1項に定めるなお、引渡しのため輸送を行った場合は、その運搬等の費用を含むものとする。

2 物資の対価は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格をもって決定するものとする。

Point

基準に基づく費用算出

物品レンタルに係る協定

(契約)

第7条 物品の供給を受けるときは、別途、法令等に基づき甲乙間において、レンタル契約を締結するものとする。その場合において、レンタル料は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

Point

契約の締結について言及

費用負担：協議により費用分担を定める協定

- 費用分担は「協議による」等と明確にしていなかった協定の中には、協定で定めた項目以外の費用についてのみ、甲（自治体）と乙（民間企業等）の協議により定める旨が記載されているものも存在する。
- 協定中の「甲乙協議」の実効性について、確認が必要である。

物資（食料品）の提供等に係る協定

（費用負担）

第7条 乙が甲に提供する物資の費用は、無償とし、引渡し場所等への輸送その他物資の提供に当たり生じる費用の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、第1条の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

一時避難場所の提供に係る協定

（甲の協力）

第2条 甲は、 市域内に災害が発生し、乙の要請が行われた場合は、次に掲げる事項について協力するものとする。

(1) 甲が所有し、又は使用管理する用地のうち、別紙に定めるもの（以下「避難用地」という。）を、地域住民のための一時避難場所として使用させること。

(2) 前号により一時避難場所に避難してきた地域住民に関する情報を乙に連絡すること。

(3) 避難用地を支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用させること。

2 甲は、乙の要請がない場合についても、災害の状況を総合的に判断して必要な協力活動を行うよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める協力に必要なとされる経費については、原則として無償とする。ただし、応急対策のため必要と認めて対応する場合については、甲乙両者が協議の上決定する。

自治体と組合・協会等が締結する協定例

- 複数の民間企業から構成される組合・協会等との協定においては、市からの協力依頼がなされた後、協定締結先である組合・協会等が、協定に基づいて業務を行う組合員について言及するものも存在する。
- このような協定においては、組合員との細かい役割分担・費用分担等が規定されていない場合もあり、協定の中での組合員の位置づけや、自治体と組合・協会等との平時からのコミュニケーション・関わり方が重要となることが想定される。

物資の提供等に係る協定

第4条 災害発生時等において甲が乙に要請する応急対策の内容は、次に掲げるものとする。
ただし、乙は、次に掲げる甲から要請された応急対策の全てを実施することを保証するものではない。

- (1) 災害時において、乙及び乙の組合員が保有している食料品等の供給に関すること。
- (2) 乙及び乙の組合員で調達や製造が可能な日用品雑貨、燃料等の物資の供給に関すること。
- (3) 乙が所有または管理する倉庫等を利用した緊急支援物資等の一時保管に関すること。

Point

協定の中で乙の組合員への言及

災害時応援協定の実効性に関する課題等

地域と企業の連携に関わる現状と課題

- 平成28年熊本地震や、令和6年能登半島地震の検証報告書では、「あらかじめ協定を締結しているも災害時に有効に機能しなかった」、「対応手順等があらかじめ整理されておらず、協定先との調整等において混乱が生じる可能性が高い」、「無償での支援活動では、継続的な支援に課題がある」等の指摘
- 他方で、市町村の多くは、協定先との積極的な平時の取り組みが実施されていないことに加え、一度締結した協定の見直しがほとんど実施されていないのが現状

（試行的な分析結果）協定書の書面から読み取れる企業との連携に関する特徴・課題

- 現状締結している協定は以下の3種類に類型化され、締結している協定をその目的ごとに整理すべきではないか。
 - ✓ 平時における普及啓発、防災教育、訓練等を目的とした協力をする協定：包括連携協定等
 - ✓ 発災時における災害対応業務への支援を目的とした協力：
「業務・サービスの優先提供を定めるもの」「物資提供を定めるもの」「人員・ノウハウ提供を定めるもの」「場所提供を定めるもの」
 - ✓ 上記の両者を複合的に含み、幅広い連携を目的とした協力
- 協定書ごとに記載内容のバラつきが大きい。特に協定の締結先やその内容により、費用負担・精算等の考え方が異なるため、協定書の記載内容について、自治体と企業間とのコミュニケーションが必要ではないか。
 - ✓ 例えば、費用負担・精算については、平時における適正価格等、協定書にその内容を明確にする一方で、協定内容を実施するに当たり、柔軟な対応が求められることが想定される点等については、協定書において「協議により決定」と明記するケースも見受けられる。別途協議を必要とする対応や内容については、平時から自治体と協定締結事業者との間でコミュニケーションを図っておくことが重要ではないか。
- その他、協定書において留意すべき事項
 - ✓ 「発災時における災害対応業務への対応を目的とした協力」について、都道府県及び市町村間での調整を要するものも存在（食料供給、LPガス、運送、葬儀、仮設住宅等）
 - ✓ 組合・協会等の企業体との協定では、協力依頼・要請にあたって、組合・協会等が自治体と会員企業との間に入って調整を行う方法も存在

▶ 上記内容も踏まえ、今後（資料5）自治体向けのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、地域と企業の連携に関するガイドライン策定に向けた全国の協定の現状や先進事例等を整理する。